

別表第1～免許状取得方法をもう一度

自己紹介

1 全般的事項

- 前職：外資系IT企業のシステムエンジニア
- 現職：白百合女子大学（東京都調布市）
大学経営推進室 室長
- 学内経歴：生涯学習・資格センター▶図書館▶教務課
▶大学経営推進室（←イマココ）
- 身長：164cm（実寸（ヒール含む）171cm-172cm）
- 趣味：映画鑑賞（ジャンル問わず）

2 学外の経歴（抜粋）

- 2022年12月 大学教務実践研究会第10回大会「教職課程の自己点検・評価における事務職員のかかわりについて」報告
- 2023年 6月 都内私立大学教職課程事務担当者懇談会「教職課程 0ベースからの学び方」
- 2023年12月 大学教務実践研究会課題検討フォーラム「どうする？履歴書・教育研究業績書の執筆依頼！」
- 2024年 6月 教員免許事務担当者講習会「教職課程事務の概要学び方について」
- 2024年 7月 教職事務担当者講習会（初級編）「基礎からの教職課程事務」「介護等体験・教育実習のポイント」

- 2024年10月 教務系事務部門中堅者向け講習会「全学的に教職課程を実施する組織について」
- 2024年12月 教務課題検討フォーラム「ケーススタディ（入学前の既修得単位の取扱い）」
- 2025年 5月 私学労務研究会「教職課程事務・初任者講習会<基礎編>」
- 2025年10月 教員免許事務担当者講習会「事例から学ぶトラブル事案への対応」
- 2025年12月 教務課題検討フォーラム「条文の読み方」
- 2026年 3月 東海フォーラム「資格課程事務として法令改正、新規資格申請への取組について」

3 その他

- 2024年5月発行 事例から学ぶ、事例でわかる
大学教職課程事務

宜しくおねがいします



目的

別表第1～免許状取得方法をもう一度

なぜ、いま別表第1なのか？

現在、迫りくる再課程認定申請に頭がいつぱいのことだと思えます。私もそうです。今後明らかになる新法を理解し、正しく運用することはとても重要なことですが、新法と新施行規則が施行された後は、恐らく旧法と旧法下の施行規則をおさらいする機会はありません。しかしながら、例え新法と新施行規則になっても、しばらくの間は旧法対応が続きます。また、旧法をきちんと理解しないままに、新法への読替はできません。にもかかわらず、旧法の知見を持つ職員は減っていきますし、自分自身も、また忘れて行きます。この研修会では、今一度（おそらくこれが最後かな？）、現法の基本である別表第1の取得方法を確認し、今後、自大学内で必要となる知見の糧としてご利用頂ければと思い、これをテーマにしました。

そもそも「別表」は、どこに書いてありますか？

- ① 該当の条文中にある
- ② 本則の後ろにある
- ③ 附則の後ろにある
- ④ 原案作成者の趣味によって変わる

どこよー？



教育職員免許法〔昭和二十四年法律第四百四十七号〕

目次

第一章	総則（第一条-第三条の二）
第二章	免許状（第四条-第九条の二）
第三章	免許状の失効及び取上げ（第十条-第十四条の二）
第四章	雑則（第十五条-第二十条）
第五章	罰則（第二十一条-第二十三条）
附則	

本則

附則

そもそも「別表」は、どこに書いてありますか？

教育職員免許法〔昭和二十四年法律第四百四十七号〕

目次

- 第一章 総則（第一条-第三条の二）
- 第二章 免許状（第四条-第九条の二）
- 第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条-第十四条の二）
- 第四章 雑則（第十五条-第二十条）
- 第五章 罰則（第二十一条-第二十三条）
- 附則

本則

附則

別表は「附則の後ろにある」！

「別表」と条文中の「表」

別表というのは、附則の後ろに置かれる表のことです。
条文を読みやすくするために、条文の読みにくさを生じさせるような表は別表として処理し、そうでない表は条文中に置くことになっています。しかし、これは「目安」であって実はこのような形式上の問題について、厳密に決められているわけではありません。



原案作成者の趣味



教育職員免許法における「別表」

教育職員免許法における免許状取得に関する単位を定めている「別表」は全部で10あって、「免許法第5条」関係の別表が3つ、「免許法第6条」関係の別表が7つあります。

免許法第5条関係

別表第一

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。

(幼稚園教諭/小学校教諭/中学校教諭/
高等学校教諭/特別支援学校教諭)

別表第二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。

(養護教諭)

別表第二の二

所要資格、所定の単位等を取得することにより、免許状を取得する。

(栄養教諭)

免許法第6条関係

別表第三

上位の免許状取得【上進】
(幼稚園教諭/小学校教諭/
中学校教諭/高等学校教諭)

別表第四

他教科の免許状取得
(中学校教諭/高等学校教諭)

別表第五

実習教科の免許状取得
(中学校教諭(職業実習) /
高等学校教諭(看護実習、
家庭実習、情報実習、農業実習、
工業実習、商業実習、水産実習、
福祉実習、商船実習))

別表第六

上位の免許状取得【上進】
(養護教諭)

別表第六の二

上位の免許状取得【上進】
(栄養教諭)

別表第七

二種免許状取得、上位の免許状
取得
(特別支援学校教諭)

別表第八

隣接する学校種の免許状を
取得する
(幼稚園教諭/小学校教諭/
中学校教諭/高等学校教諭)

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	学士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	短期大学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6

教育職員免許法第5条

第五条

普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める**基礎資格を有し**、かつ、**大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者**又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



普通免許状は、別表第1、第2、第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、第3欄に定める単位を修得した者、または教育職員検定（免許法第6条）に合格した者に授与される。

別表第1等における単位は、文部科学大臣が適当と認める課程（課程認定）において修得したもの（別表第1備考第5号イ）又は、認定課程を有する大学が教科に関する科目として適当と認めるもの（別表第1備考第5号ロ）でなければならない。

別表第一

備考

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

1 種免許状の課程認定を持つ学科で 2 種免許状は取れるのか

質問事例

本学は中一種免（英語）の課程認定を受けているのですが、中二種免（英語）の課程認定を受けておりません。本学で中二種免（英語）を取得することはできるのでしょうか。

→もちろん、できます！

別表第一

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	学士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	短期大学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6

2種・1種・専修免許状の概念

中学校二種免許状

教科及び教科の指導法に関する科目
2単位
教育の基礎的理解に関する科目
6単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
6単位
教育実践に関する科目
7単位
大学が独自に設定する科目
4単位
必要最低単位数35単位

中学校一種免許状

教科及び教科の指導法に関する科目
28単位
教育の基礎的理解に関する科目
10単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
20単位
教育実践に関する科目
7単位
大学が独自に設定する科目
4単位
必要最低単位数59単位

中学校専修免許状

大学が独自に設定する科目
24単位
必要最低単位数24単位

こんな風に考えてませんか？

2種・1種・専修免許状の概念

中学校二種免許状

中学校一種免許状

中学校専修免許状

教科及び教科の指導法に関する科目		教科及び教科の指導法に関する科目		教科及び教科の指導法に関する科目
12単位		28単位		28単位
教育の基礎的理解に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目
6単位		10単位		10単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
6単位		10単位		10単位
教育実践に関する科目		教育実践に関する科目		教育実践に関する科目
7単位		7単位		7単位
大学が独自に設定する科目		大学が独自に設定する科目		大学が独自に設定する科目
4単位		4単位		28単位
必要最低単位数35単位		必要最低単位数59単位		必要最低単位数83単位

別表第一

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	学士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	短期大学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6

教育職員免許法と教育職員免許法施行規則の関係

教育職員免許法

構造

- 1、 条文（第1条～第23条）
免許法の目的、免許状の種類、授与、失効、取上げ、罰則について
- 2、 附則
法令の施行期日、経過措置について
- 3、 別表（第1～第8）
所要資格（基礎資格、単位数、その他必要な資格や実務経験等）について



教育職員免許法施行規則

教育職員免許法1、2、3の規定を実施するための詳細な規定を定めている

別表第一

施行規則第二条

第二条 免許法別表第一に規定する**幼稚園教諭**の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数													
	第二欄		第三欄					第四欄			第五欄		第六欄	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	
前項の各科目に含めることが必要な事項	領域に関する専門的事項	保育内容の指導法(以下略)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	16		10					4			5	2	38	
一種免許状	16		10					4			5	2	14	
二種免許状	12		6					4			5	2	2	

別表第一

施行規則第二条

備考

一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める**健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち以上の科目について修得するものとする。**

二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、**「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」**という。）は**一単位以上を修得するものとする**（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第五号及び第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

七 **教育実習の単位数**には、**教育実習に係る事前及び事後の指導**（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の**一単位を含むものとする**（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

別表第一

施行規則第二条

八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものであるものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九の二 前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第二十二項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものであるものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

別表第一

施行規則第二条

十一 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては六単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十二 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第十項の表備考第二号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十三 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

十四 **大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目**又は第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十五 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第二欄から第四欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。）。

施行規則第二条取得方法上の注意

【表備考1】健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得する

【表備考3】一単位以上を修得

【表備考7】教育実習に係る事前及び事後の指導を一単位含む

【表備考14】領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する

第一欄	最長修得単位数													
第二欄	第三欄		第四欄				第五欄		第六欄					
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等、指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目		
前項の各科目に含めることが必要な事項	領域に関する専門的事項	保育内容の指導法(以下略)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	1 6		1 0				4				5	2	3 8	
一種免許状	1 6		1 0				4				5	2	1 4	
二種免許状	1 2		6				4				5	2	2	

別表第一

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	学士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	短期大学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6

別表第一

施行規則第三条

第三条 免許法別表第一に規定する**小学校教諭**の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる

第一欄	最低修得単位数																		
	第二欄		第三欄						第四欄						第五欄		第六欄		
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目		
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	30		10						10						5	2	26		
一種免許状	30		10						10						5	2	2		
二種免許状	16		6						6						5	2	2		

別表第一

施行規則第三条

備考

一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、**国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち以上の科目について修得するものとする。**

二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、**専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。**

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（**道徳の理論及び指導法**に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、**専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする**（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。四の二 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（**情報通信技術を活用した教育の理論及び方法**に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、**一単位以上修得するものとする**（次条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

六 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

別表第一

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	学士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	短期大学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6

別表第一

施行規則第四条

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数																		
	第二欄		第三欄						第四欄						第五欄		第六欄		
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目		
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	28		10						10						5	2	28		
一種免許状	28		10						10						5	2	4		
二種免許状	12		6						6						5	2	4		

別表第一

施行規則第四条

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる**免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。**

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、

ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」

ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ニ 理科 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、

ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、

ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、

チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、

リ 技術 材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ

ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学

ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」

ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

二 前号に掲げる**教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない**（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

四 第一号中「 」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

別表第一

施行規則第四条

備考

六 **各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする**（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号において同じ。）の教育を中心とするものとする。

八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもののにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）

八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもののにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

施行規則第四条取得方法上の注意

【表備考1】 【表備考2】 免許教科の種類に応じそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得する
教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない

【表備考6】 受けようとする免許教科について、専免・1種免→8単位以上を修得。
2種免→2単位以上を修得

【第2表備考3】 一単位以上を修得

【第2表備考7】 教育実習に係る事前及び事後の指導を一単位含む

【第2表備考14】 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する

専修免許状 一種免許状 二種免許状	第三欄		第四欄						第五欄		第六欄			
	教育の基礎的理解に関する科目	教育実践に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	大学が独自に設定する科目
専修免許状	2	8	10	1			1				5	2	2	8
一種免許状	2	8	10								5	2		4
二種免許状	1	2	6								5	2		4

前項の各科目に含めることが必要な事項

教科に関する専門的事項

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

【第3条表備考4】 道徳の理論及び指導法の修得方法は専免・1種免→2単位以上修得、2種免→1単位以上修得。
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は1単位以上修得。

一般的包括的な内容を含む科目

中学校一種免許状（英語）							
免許法施行規則				教職課程			
教科及び教科の指導法に関する科目 28単位	教科に関する専門的事項	科目	単位	授業科目	単位	備考	
		英語学	1	<u>英語学概論</u>	2	必修	
				英語教師のための英文法	2		
		英語文学	1	<u>英語圏文学</u>	2	必修	
				アメリカ文学史	2		
				イギリス文学史	2		
		英語コミュニケーション	1	<u>ライティングⅠ</u>	2	必修	
				<u>ライティングⅡ</u>	2	必修	
				<u>オーラル・コミュニケーションⅠ</u>	2	必修	
				<u>オーラル・コミュニケーションⅡ</u>	2	必修	
ライティングⅢ	2						
ライティングⅡ	2						
異文化理解	1	<u>異文化理解</u>	2	必修			
		アメリカ文化概論	2				
		イギリス文化概論	2				
本学が定める最低修得単位数				24			

■ 下線、黄色マーカーの科目が「一般的包括的な内容を含む科目」

■ 各科目（各事項）から「一般的包括的な内容を含む科目」を必ず修得した上で、本学が定める最低修得単位数を満たすよう修得する

一般的包括的な内容を含む科目

「一般的包括的な内容を含む科目」ってどういう科目？

教職課程認定審査の確認事項 2 教育課程関係

施行規則第4条第1項表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容」とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。

令和8年度用教職課程認定申請の手引き<別冊>「3. Q&A（よくある質問と回答）」23-24頁

Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。

A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがなければどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。）

別表第一

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	学士の学位を有すること。	8 3	
	一種免許状	短期大学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6

別表第一

施行規則第五条（抜粋）

第五条 免許法別表第一に規定する**高等学校教諭**の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数																	
	第二欄		第三欄						第四欄					第五欄		第六欄		
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目		
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な探究の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	2 4		10						8					3	2	3 6		
一種免許状	2 4		10						8					3	2	1 2		

別表第一

施行規則第五条

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学

ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」

ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

ロ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習

ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学

カ 情報 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術

コ 農業 農業の関係科目、職業指導

ク 工業 工業の関係科目、職業指導

ケ 商業 商業の関係科目、職業指導

コ 水産 水産の関係科目、職業指導

ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解

ネ 商船 商船の関係科目、職業指導

ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

別表第一

施行規則第五条

備考

二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

五 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

七 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

施行規則第五条取得方法上の注意

【表備考1】 【第4条表備考2】 免許教科の種類に応じそれぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得する
教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない

【第4条表備考6】 受けようとする免許教科について、4単位以上を修得。

【第2条表備考3】 一単位以上を修得

【第2条表備考7】 教育実習に係る事前及び事後の指導を一単位含む

【第2条表備考14】 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する

第一欄		第二欄							第三欄					第四欄	第五欄	第六欄	
教科及び教職に関する科目	各教科の指導に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目							道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目		
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な探究の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習
専修免許状	2 4										8				3	2	3 6
一種免許状	2 4														3	2	1 2

【第3条表備考4】 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は1単位以上修得。

「別表第1～免許状取得方法をもう一度」まとめ

- 1、別表第1における2種免・1種免・専修免の修得単位は積み上げ式であること
- 2、条文・表・別表だけでなく、表備考も重要
- 3、該当する免許状の表備考部分だけでは、修得方法が完全に確認できない場合がある
- 4、一般的包括的な内容を含む科目を理解する

必ず読め！表備考

